

# 地震に備えて！！

## 和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業 募集のおしらせ

和歌山市では災害時などに、家具の転倒による被害を軽減するため、65歳以上の方だけの世帯や身体障害者手帳をお持ちの方がおられる世帯等、避難時に支援を要する方がいる世帯を対象に、家具転倒防止用固定金具の取付けを無料で行います。

【取付けできる家具は3つまで、固定金具は申請者のご負担となります。】

取付けを希望される方は以下の内容をご確認のうえ申請してください。

【申請は一世帯につき1回限りで、過去にこの事業で取付けされた方は対象になりません。】

### 申請期間

令和8年6月15日(月)から令和9年1月29日(金)まで  
(予算がなくなり次第終了となります)



### 申請条件

次のいずれかに該当する和歌山市基本台帳に記録されている世帯

- ・65歳以上の方だけの世帯
- ・介護保険の要介護認定が要介護3～要介護5と認定されている方がおられる世帯
- ・1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・A1又はA2の療育手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方がおられる世帯
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がおられる世帯

裏面もご覧ください。

## 申請方法

- 申請者は世帯主に限ります。
- 窓口もしくは郵送申請の場合、別紙実施申請書(別記様式第1号)及び同意書(別記様式第2号)にご記入のうえ、該当する方であることがわかる書面の写しを添えて提出して下さい。  
【65歳以上の方だけの世帯は、申請書及び同意書のみで写しは不要です。】
- オンライン申請の場合、右のQRコードもしくは和歌山市HPより必要事項を入力の上、該当する方であることがわかる書面の画像情報をアップロードして送信し、同意書を提出してください。【65歳以上の方だけの世帯は、画像情報が不要です。】  
なお、同意書はオンラインでは申請できません。窓口までご持参いただくか、郵送により提出してください。
- お住まいが持ち家以外の方は、所有者又は管理者の承諾が必要なため、別紙承諾書(別記様式第3号)を申請書と一緒に提出してください。【持ち家の方は不要です。】  
なお、承諾書はオンラインでは申請できません。窓口までご持参いただくか、郵送により提出してください。
- 和歌山市営住宅にお住まいの方は、承諾書の様式が異なりますので、地域安全課までお問い合わせ下さい。【承諾書は持参、又は郵送で提出してください。】



## 事前調査

委託業者が申請者の方に連絡を行い、その後、申請者の自宅を訪問し、取付けの適否や金具の取付け方法等を確認させていただきます。取付ける固定金具の代金等は、このときにご相談ください。

## 取付け場所の確認

調査終了後、取付け内容のご確認をいただき確認書にご記入をお願いします。

## 通知

事前調査後、適切に行えることが確認できた方から実施決定を行い通知いたします。

## 取付け日時

通知後に取付け日時等の調整のため、委託業者が再度連絡をいたします。

### 【問合せ及び申請書の提出先】

和歌山市地域安全課

郵便番号 640-8157

住 所 和歌山市八番丁12番地(消防局庁舎5階)

電話番号 073-435-1005

FAX 073-435-1278